

質問に対する回答（行政財産）

令和6年11月28日 公開

No.	区分	公募番号又はページ番号等	項目等	質問内容	回答
1	—	—	—	各物件の現在の業者と落札額を教えてください。	平成30年度以降に実施した自動販売機の入札結果は、市公式ウェブサイトでご公表しておりますので、下記URLよりご確認ください。 なお、同一物件であっても設置場所の名称等が変更されている場合がありますのでご注意ください。 https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/
2	—	—	公募物件一覧表、物件個別明細	各物件の今回の募集は期間満了によるものか更新辞退によるものか教えてください。	今回の募集は契約期間満了によるものです。なお、公募物件一覧表及び物件個別明細にて「新規」と記載のあるものは、現在自動販売機が設置されていない場所に新たに設置しようとする物件です。
3	募集要項	2ページ～	5. 契約上の条件等	応募はメーカー会社だし、実際のオペレーション業務を出資会社の子会社（販売会社）がすることは可能か？それとも実際オペレーション業務をする子会社が応募しなければならないのか。	実際のオペレーション業務や関連業務を子会社等へ委託することに特に制限は設けていませんので、可能です。 ただし、市が業務上必要な連絡を行う場合は、契約者である（質問の条件の場合）メーカー会社へ連絡します。また、故障時等の問合せ先として自動販売機前面のわかりやすい位置に表示を義務づけている連絡先についても、迅速かつ適切な対応が可能な体制としていただく必要があります。
4	募集要項	9ページ 12ページ	9. 入札保証金 13. 契約保証金	保証金免除資料の契約書は、出資会社の子会社（販売会社）が岸和田市と締結したものしかないが、それをメーカー会社が使用することはできるか。 また、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約とは、ある程度規模の大きい企業との契約があればよいのか。	保証金の免除を受けるための挙証資料は、申込者が締結した契約書又は許可を受けた許可書等に限りませす。 また、挙証資料とできる契約書等の相手方は「国及び地方公共団体」としており、これらに「ある程度規模の大きい企業」は含まれません。なお、「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体を指します。
5	募集要項	12ページ	14. 自己都合による契約解除	今回の公募物件を複数獲得した際、当初の売上見込みから大きく乖離が生じた物件を契約期間中に解約を申し入れた時は、他の物件も全て解約となり、その期間中の行政財産および電気代全額を支払うことになりませんか。	契約期間中に特定の物件のみの契約を解除することはできません。市と結ぶ全ての契約（本市の都市公園への設置許可物件がある場合は協定も含む）が解約となります。 この場合、解除した契約の貸付期間に対応する貸付料総額（消費税課税対象物件が含まれる場合は税を加算した額）の100分の10に相当する額（本市の都市公園への設置許可物件がある場合も同様に、解除した協定の設置期間に対応する使用料総額の100分の10に相当する額）の総額を違約金として納付いただきます。加えて電気料金については、設置期間中の実費相当額をお支払いいただきます。 なお、既に市へ納入済みの貸付料及び使用料、契約保証金は返還いたしません。

6	募集要項	9ページ	10. 入札手続き	グループ毎のまとまった入札では無く1物件毎の入札で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札の時刻は各グループで区切りますが、入札自体は1物件1入札、各物件ごとに参加事業者様を入れ替えながら連続して行います。 (例：グループAの場合、9物件ありますので、入札を9回実施します。)
7	—	—	—	現在の会社が吸収合併により、1月21日から社名変更致します。その場合は現在の会社名で申し、応札した場合、契約の際に新しい社名で締結すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 商号変更の登記が完了後、速やかにその変更が確認できる拳証資料（履歴事項全部証明書の写し等）を市へ提出頂き、新会社名で契約を締結頂きます。
8	—	—	—	上記が発生する場合、現在は別の2会社が存在し、それぞれからの申し込みは可能でしょうか。	入札執行日（令和6年12月23日）時点で、両社ともに存続しているのであれば、可能です。
9	—	—	物件個別明細書	2. 自動販売機設置場所・販売品目条件等に記載のある設置可能スペースは、自動販売機の転倒防止板なども含まれますでしょうか。	転倒防止板のみが設置可能スペースをはみ出る場合は可とします。 ただし、本市の条件として設置可能スペースの幅を1.4m未満に、奥行を0.9m未満に制限している場合は、通路幅確保や障害物回避を目的としていますので、転倒防止板も指定されたスペース内におさめることを原則としてください。（制限のない物件は幅1.4m×奥行0.9mと設定しています）
10	—	—	物件個別明細書 Aグループ 1, 4, 5 Eグループ 36, 37	設置場所の背面と側面が硝子の場合、現在と同様の設置は出来ません。その場合、石板（街中で良く使用する）でも良いでしょうか。	石板を設置いただいても構いません。
11	募集要項	5ページ	(7)設置工事等 ①設置工事	自販機固定方法について。窓ガラス近くの設置場所は耐震面から石板固定が必要と判断している。屋内でも石板固定は可能であるか。 (石板サイズ：奥行900mm×幅300mm×高さ100mm)	No.10の回答と同様です。
12	—	—	物件一覧表	自販機固定部材(鉄板もしくは石板)が設置可能範囲を超える設置は問題ないか。(自販機は設置可能範囲内とする) ※例：物件42-24浪切7は耐震面において固定する鉄板の長さが1000mm必要と判断する為。	No.9の回答と同様です。